平成26年9月15日発行第453号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

9
2014

No.453

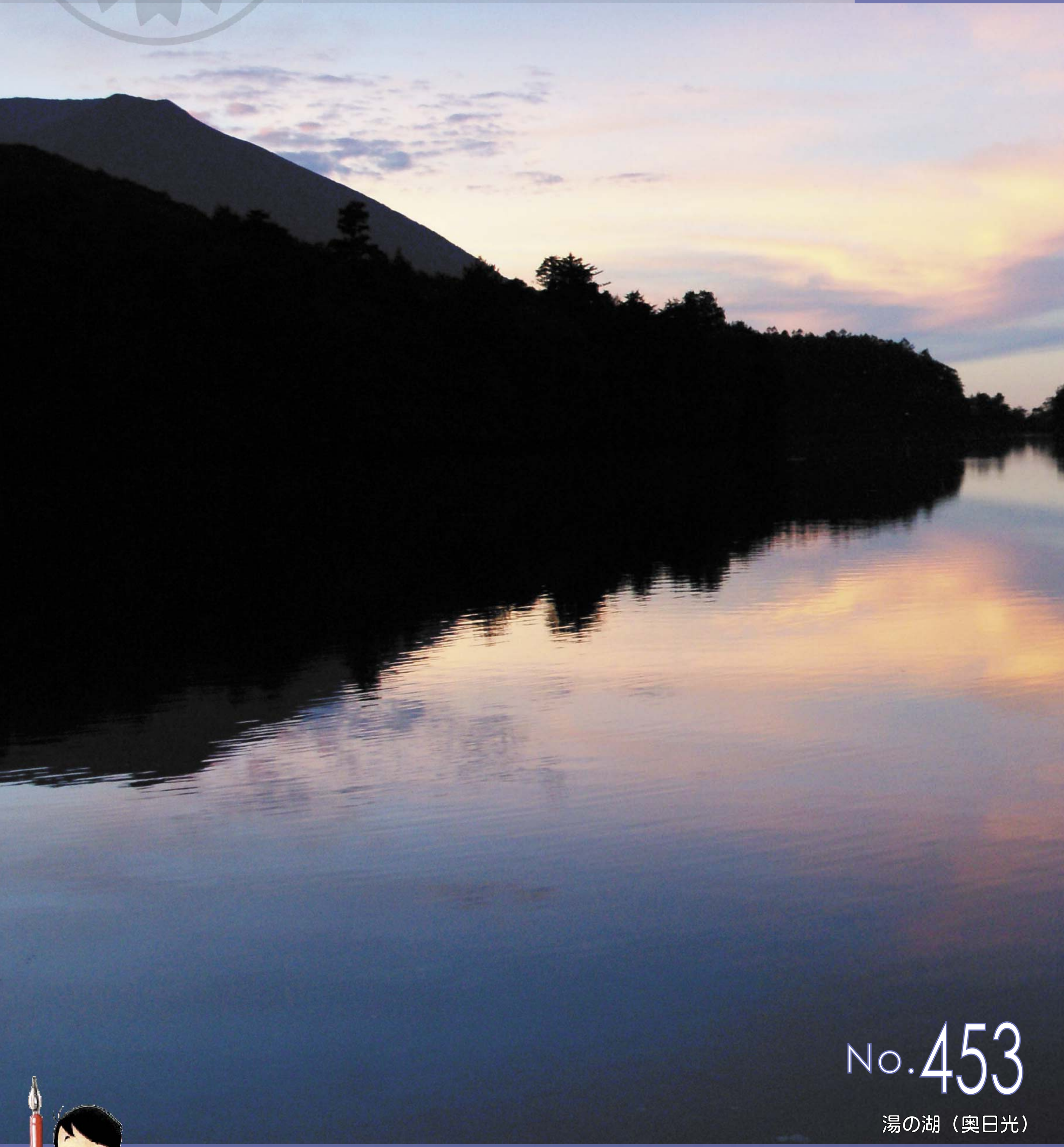

湯の湖（奥日光）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei
栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ

2014年
9月号

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 栃木県行政書士会
日本政策金融公庫佐野支店、小山商工会議所との意見交換会
3 記帳会計研修会・納税証明書オンライン請求説明会開催
農地法研修会開催
4 栃木県産業労働観光部等の関係各課を訪問
5 産業競争力強化法に基づく『創業支援事業』について
6 ちてきしさんってなんだ？／とちぎの知的資産みーつけた
8 おじゃましま～す！
9 支局かわら版（宇都宮）
10 支局情報（宇都宮、那須、栃木・小山、塩那）
12 木もれび、総務部からのお知らせ「測量機器の貸出を始めます」
13 栃木県行政書士会カレンダー（10月）
14 日行連だより、業務連絡
15 ２０１５年度版行政書士手帳の頒布について
16 職務上請求書の記載例
17 研修会のお知らせ
23 「福田富一知事を囲む会」開催のご案内
24 会員の動き

No.453

今月の表紙の一言

『奥日光湯ノ湖の朝焼け』

地元の方には説明するまでもありませんが、奥日光の山間の湖です。
澄んだ湖面はどことなく神秘的な雰囲気が漂います。
薄暗い空に赤みがさしてくるのですが、わずかに時を過ぎると空は白み朝の景色に変わってしまいます。
一瞬の美しさを求めて、カメラを持参し仲間と楽しい一時を過ごしました。

O.K.S.N.写仲　小山支部　野村　稔

日本政策金融公庫佐野支店、小山商工会議所との意見交換会を開催

８月５日（火）午後、（株）日本政策金融公庫佐野支店と本会との意見交換会を同公庫佐野支店の会議室において開催しました。

意見交換会には、同公庫佐野支店の海老名支店長、大野融資課長のご出席を得て、本会からは須永会長、毛塚副会長、鈴木業務部長、青木理事、久我理事の５名が出席して、栃木県の中小企業支援のために一層の連携・協力を進めていくための意見交換が行われました。

まず、本会会長と同公庫支店長からのご挨拶をいただいた後､同公庫から融資制度の紹介として、主に社会的課題の解決を目的とする事業者を対象とした「ソーシャルビジネス」やＮＰＯ法人に関する融資制度の具体的な説明がなされました。ソーシャルビジネスやＮＰＯ法人については、その立ち上げから運営の支援まで行政書士が業務として携わっている実例を交えて融資制度の活用についての議論がなされました。

続いて、本会と同公庫との業務連携に関する覚書に基づき実施されている本会会員による融資申込紹介状の活用について本会会長からの近況の説明があり、融資申込紹介状の取り扱いについて、両者がさらに密接に連携して中小企業支援の業務を確実に遂行するため、その運用体制を強化していくことについての要望などをはじめとして、建設的で広範な意見交換を終始和やかな雰囲気のなかで行いました。

今後も本会と同公庫が協働して栃木県の中小企業がより元気になるような事業を推進していきたいと思います。

当日はその後､本会の須永会長､毛塚副会長、青木理事、久我理事の４名で小山商工会議所を表敬訪問し、小山商工会議所の作道副会頭（本会会員）をはじめ、神山専務理事、大関理事と中小企業支援での連携についての意見交換を行いました。

本会会長の挨拶の後、行政書士の行う中小企業支援業務の紹介や本会での中小企業支援事業の実例として、日本政策金融公庫との業務連携、佐野市や足利市での創業支援・経営支援ネットワークや産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定における基礎自治体との協力体制の構築に関する説明がなされました。

その後、中小企業支援の具体的な内容として、栃木県行政書士会において補助金・助成金に関する講師や相談員の派遣について協力体制を整備することについて、両者で検討しながら推進していくこととなりました。

この意見交換会は、本会会員の作道副会頭のご協力を得て実現することができましたことを改めて深く感謝いたします。おかげさまで、中小企業の持続的発展のための中小企業支援事業の推進に向けた充実した会談となりました。

今回の意見交換会をきっかけとして、これから小山商工会議所と本会との連携をより深めることで、許認可や行政手続きをはじめとして、中小企業支援の専門家として行政書士が広く活躍する機会が増えるものと期待しています。

（業務部第３グループリーダー　青木裕一）

記帳会計研修会・納税証明書オンライン請求説明会開催

毎年恒例の記帳会計研修会が、８月２２日（金）午後に行政書士会館において行われました。今回は記帳会計研修会の開始前に、宇都宮税務署管理運営第一部門の布施連絡調整官を講師に招いて納税証明書のオンライン請求の説明会が開催されました。

最初に本会の須永会長からの挨拶があった後、布施連絡調整官から行政書士が代理人として国税に関する納税証明書を請求する手続きをインターネットによって簡単に行うことができることを実際にＷＥＢの画面を動かしながら説明されました。

続いて、本題の記帳会計研修会が記帳会計業務のエキスパートでもあります一戸養子理事を講師として行われました。研修では、行政書士の業務として記帳会計業務を行う場合の注意点や基本的な姿勢についての概要の説明がなされた後、実際に記帳会計を参加者全員で事例に基づいて机上で実習を行いました。試算表や決算書の作成までを全員が完了した後、行政書士業務と関わりの多い建設業会計について、特徴的な勘定科目や工事原価、未成工事支出金の考え方について、実務において難易度の高かった実例や留意すべき点、他士業との係わり等を交えて、懇切丁寧な解説がなされました。研修後には参加者からの積極的な質問があり、記帳会計業務への会員の関心の高さがうかがえました。

なお、今回の納税証明書のオンライン請求の説明会に先立ち、本会の須永会長、鈴木業務部長、青木理事と宇都宮税務署の布施連絡調整官との意見交換会を開催し、本会から布施連絡調整官に対して、行政書士業務の円滑化のための改善要望や行政書士によるオンライン請求の利用率向上のための助言等が行われました。

また、１０月９日に計画されております建設業研修会の際にも行政書士が代理人として行う納税証明書のオンライン請求に関する説明会を開催する予定ですので、より多くの会員のご参加をお待ちしております。

（業務部第３グループリーダー　青木裕一）

農地法研修会開催

８月２６日（火）宇都宮市文化会館にて「農地転用入門」と題し、業務部第２グループの河田力理事による研修会が行われた。５５名出席で行政書士会館には入りきれず、急きょ外部会場となった。

土地利用研修会４回シリーズの２回目であり、名簿登載要件となる。このところ土地利用研修会の人気はすさまじく、今後はすべて外部会場となる予定である。バブル崩壊以来、世の中では土地関係は一服の感があったが、行政書士業務では依然として大きな一角を占めていることに変わりはなく、測量業務と組み合わせれば報酬額はトップクラスとなりうる。当会では既にトータルステーションを導入し、研修を行うとともに会員に１０月より一週間１５，０００円程度で貸し出しを開始する。これをうまく利用すれば行政書士としてはドラッカーの言うイノベーションを成し遂げたことになる。後はマネジメントあるのみである。

会場では河田理事の実践的なアドバイスを加えた説明を聞く会員の熱気が感じられ、質問も多く出た。農地関係は土地利用業務のとっかかりともいえ、一度こなせばそのケースについては誰でも講師をやれるほどの自信がつくものである。業務上の疑問点は先輩書士や第２グループ理事に直接問い合わせてください。土地利用関係に踏み込む会員が増大することを期待します。

（業務部第２グループリーダー　秋葉憲司）

栃木県産業労働観光部等の関係各課を訪問

業務部第３グループ（中小企業支援関係業務）では、県庁関係各課との行政書士業務に関する意見交換や研修会の日程調整と内容協議等のための訪問事業を例年行っております。本年度はその第１回目として８月７日（木）に本会から鈴木業務部長、青木理事、久我理事の３名が栃木県産業労働観光部各４課及び栃木県保健福祉部各５課の計９課を訪問いたしました。

まず、栃木県産業労働観光部経営支援課では篠﨑課長、昨年度に研修会の講師にお越し頂いた関本課長補佐(総括)、桐渕課長補佐に対応して頂き、中小企業支援に関する行政書士業務のうち、特に行政書士の専門的な業務として事業承継における行政書士が担う役割について私法上の観点から久我理事より改めて説明を行うとともに、本年度の「補助金・助成金に関する研修会」の開催についての協議を行いました。

次に、産業政策課では産業労働観光部の荒川部長をはじめ丹羽室長や桑野主査に臨席して頂き、鈴木業務部長から本会での中小企業支援に関する事業展開の詳細について説明を行った後、全国的に中小企業振興の機運が高まっているなか、既に多くの自治体で中小企業の振興に関する条例が制定済みであることから栃木県でも総合的で実効性のある中小企業振興条例の制定について、知的資産経営報告書や経営レポート等の行政書士業務の制度化を含めた提言や小規模企業振興基本法等に関する意見交換を行いました。

そして、観光交流課においては、江﨑課長、宮田主事、松川課長補佐（総括）に応対して頂き、『本物の出会い栃木パスポート』事業に関する説明会の開催を依頼し、その場で快諾を得ることができました。なお、本説明会は本年１０月１５日（水）の開催を予定しております。

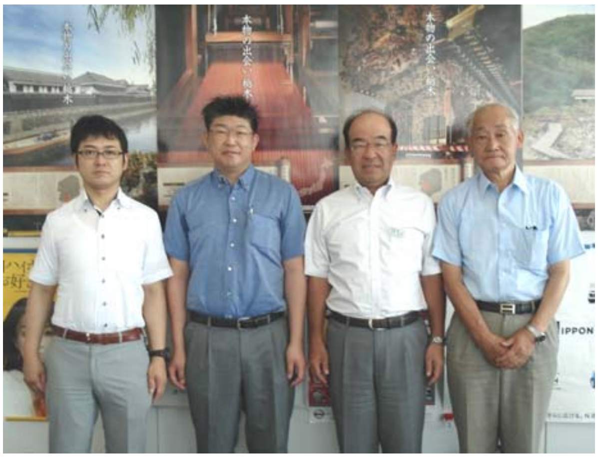

（中央右が栃木県産業労働観光部部長）

続いて、栃木県保健福祉部の薬務課では昨年に薬事法に関する研修会の講師を務めて頂いた小林課長補佐と、本年度に開催予定の改正薬事法（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）等に関する研修会について内容の確認と日程調整を行いました。その後、医療政策課の齋藤係長と「医療法人の設立と運営」に関する研修会の開催についての確認と日程の調整等を行いました。

さらに、障害福祉課の石塚課長、阿久津課長補佐と行政書士業務についての意見交換を行った後、高齢対策課の柿沼副主幹と行政書士制度における行政書士業務ついての意見交換や今後の研修会の開催にあたっての講師派遣の要請等を行いました。

今後の栃木県産業労働観光部や栃木県保健福祉部の各課からの講師派遣による研修会や説明会の開催の具体的な日程や内容は随時会報に掲載いたします。

（業務部第３グループリーダー　青木裕一）

平成２６年８月７日・県庁関係各課訪問先	
栃木県産業労働観光部	経営支援課※、観光交流課※、産業政策課、労働政策課
栃木県保健福祉部	薬務課※、医療政策課※、高齢対策課※、 保健福祉課、障害福祉課

（※印は今後の研修会・説明会の開催を予定している担当課）

産業競争力強化法に基づく『創業支援事業』について

本年１月２０日（月）に施行された「産業競争力強化法」の最終的な目的は、国民生活の向上や国民経済の健全な発展を実現することにあります。その主な内容として、（１）実行体制の確立、（２）規制改革、（３）産業の新陳代謝、（４）地域中小企業の創業・事業再生の支援等、その他の産業競争力強化関連施策の４本柱で構成されています。地域中小企業の創業支援の施策において、地域における創業の促進を目的として、市町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」を国が認定をすることとしています（本法第１１３条）。この制度によって認定を受けた「認定創業支援事業」のうち、創業者の（１）経営、（２）財務、（３）人材育成、（４）販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みを「特定創業支援事業」と位置付け、この支援を受けた創業者は、株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減の措置（例えば、最低税額は１５万円のところ７．５万円に減額）を受けることができる等の支援施策が適用されることになります。なお、この軽減措置を受けるためには、特定創業支援事業による支援を受けた個人が代表者として設立する法人の本店所在地が特定創業支援事業による支援を受けた認定市町村と同一の区域内であって、認定市町村から発行された特定創業支援事業による支援を受けたことについての証明に係る書類を登記の申請書に添付し、平成２８年３月３１日までの間に登記を受ける必要があります。（租税特別措置法施行規則第３０条の２第４項等）

栃木県内の市町における本法による「創業支援事業計画」の認定についての対応状況は、次のとおりです。

栃木県内の市町における産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定状況

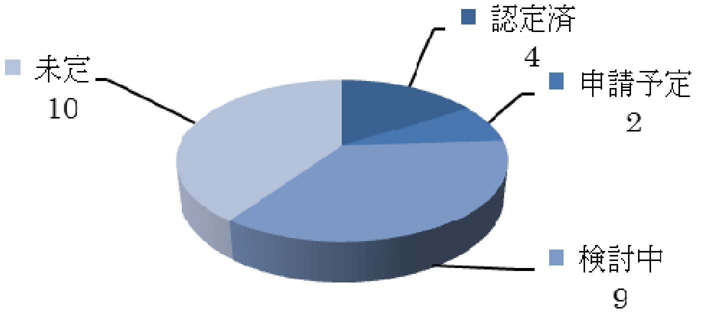

（栃木県行政書士会事務局による調査結果）

行政書士の専門的な業務である法人設立・許認可・補助金・助成金・融資の手続き及び各種セミナーの開催等のアーリーステージ（スタートアップステージ）における創業支援事業や創業後のフォローまでを一貫して行う中小企業支援業務について、産業競争力強化法に基づき創業支援事業計画の認定を受ける市町に対して、中小企業支援に関する行政書士業務の理解を広げ、行政書士がその業務として創業支援事業の一翼を確実に担えるよう総力を挙げて取り組んでいきたいとおもっております。

（業務部第３グループリーダー　青木裕一）

栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（８月）	１名
更新申出（８月）	２名
有効期限切れ（７月末）よる減少	１名
申請取次行政書士（８月末現在）	９８名

※届出済証の新規・更新手続の書類締め切りは毎月１５日です。

ちてきしさんってなんだ？

知的資産・・・それはこれからの行政書士に必須のキーワードです。そして、知的財産権いわゆる知財（知的財産）とは意味が全く異なります。繰り返しますが、**「ちてきしさん」は、知的財産ではありません。**これが勘違いの始まりとなりますので皆さんご注意下さい。

~~知的財産権~~

知的資産は、全てのお客様が持ち合わせているものです。発見すると目から鱗で、楽しくなるものです。知的財産と間違えてこむずかしく考えている方は、大変**もったいない**ので考えを改めてください。お客様のみならず、行政書士も持っています。

> 例えばお客様の場合
>
> ☆淡水魚好きで**淡水魚の知識が豊富なうなぎ屋さんは**、「うなぎを含めた淡水魚に精通している」という知的資産になります。

> 例えば行政書士の場合
>
> ☆**建設業の仕事に詳しい人は**「建設業の実態に詳しい」という知的資産になります。
>
> ☆**行政書士試験に合格したばかりの人**は、「行政書士試験の最近の傾向を知っている」という知的資産になります。

このような知的資産は、皆さんのまわりになにげなく転がっていたりします。特別な人脈や技術も知的資産になります。しかし、ご自身ではその価値に気づかれていないこともあるでしょう。

行政書士は、第三者的視点に立ちその知的資産の価値に気づかせてあげる専門家たり得るのです。その作業が、知的資産（ちてきしさん）経営報告書作成業務です。この業務は、様々な効用と可能性を秘めています。それはまた次の機会に。

１０月１５日水曜日には、この知的資産経営報告書作成について研修会を開催させていただきます。講師には多数の実績をお持ちの平塚三好教授をお迎えいたします。楽しく役に立つ研修会になること請け合いです。皆さん奮ってご参加下さい。

稚拙な説明で申し訳ございませんが、研修会で深めていただければと思います。

（業務部第３グループ　久我臣仁）

知的資産のイメージ

※図は中小企業のための経営マニュアルから抜粋

とちぎの知的資産みーつけた

本物の出会い 栃木 パスポート

１０月１５日水曜日に知的資産経営報告書作成研修実施し、併せて「栃木県の知的資産経営・活用事例説明会」と称し県が実施する「本物の出会い栃木パスポート事業」についての説明会を行います。

単なる抱き合わせじゃないの？

違います。

お気づきかもしれませんが、「本物の出会い栃木パスポート事業」は、栃木県の見えない資産（実際は見えても気づかれない）を見える化する素晴らしい知的資産経営なのです。

本号掲載の記事「ちてきしさんってなんだ？」に説明させていただきましたが、知的資産というものは**こむずかしく考えるものではない**のです。自治体でも会社でも行政書士でも誰でも持ち合わせているもので、違いがあるとすれば、**気づいているか、気づいていないか**だけなのです。気づいていれば知的資産経営できており、気がつかなければせっかくの可能性を捨てているのです。説明会に来ていただければ良いことがいっぱいです。

栃木県の魅力まるわかり！！

栃木県の魅力たる知的資産がわかる！！

これからの行政書士に魅力ある業務

それが知的資産経営報告書！！

先ほども申し上げたように、「本物の出会い栃木パスポート事業」は、栃木県の見えない資産を見える化する素晴らしい知的資産経営なのです。知的資産は、難しくない。そして知的資産経営は、難しいものではなく、気づくか気づかないかに過ぎないということをお伝えしたい。故にこの「本物の出会い栃木パスポート事業」説明会を同日開催とさせていただきました。

次号から栃木県の知的資産や知的資産経営を順次ご紹介していく予定です。

お楽しみに！

知的資産経営報告書作成は、自分自身が気づいていない資産に気づかせてあげる作業です。お客さんにも喜ばれる素敵な業務だと思います。多くの方が、「本物の出会い栃木パスポート事業」説明会から少しでも知的資産の活用のヒントを得ていただければと願っております。

（業務部第３グループ　久我臣仁）

知的資産と知的資産経営報告書とは

知的資産とは「従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表には表われてこない目に見えにくい経営資源の総称」を指します。

知的資産経営とは、自社の知的資産を経営に活かすことで、業績の安定や向上につなげていくものです。

知的資産経営を実践していく上での出発点は、まず自社の知的資産（経営）を“知る”こと、そして認識した自社の知的資産（経営）を整理し、自社の知的資産（経営）を“まとめる”ことです。
次に、ステークホルダー等とのコミュニケーションツールとして活用することや、自社の事業価値を高めるためのマネジメントツールとして活用することです。前者が自社の知的資産（経営）を“伝える（認知してもらう）”取り組みであり、後者が自社の知的資産（経営）を“深める（浸透させる）”取り組みです。

※知的資産経営報告書作成マニュアルから抜粋

会員事務所訪問コーナー

おじゃましま〜す！

今月は栃木支部より増山知司会員を紹介します。

自宅の一室を事務所として使われています。とてもきれいに片付けられた明るい事務所です。

氏　名：増山　知司（ましやま　ともじ）
事務所：行政書士増山ＢＭＣ事務所
　　　　栃木市平井町８６９番地４
入会日：平成２５年４月２日

ーなぜ行政書士という仕事を選んだのですか。

定年してからは忙しすぎる仕事ではなくて自分のスタイルでできる仕事をしようと思っていました。ただ、ある程度の年になると新しい所で新しい仕事をせざるをえないので、それなら全く新しい仕事をしよう、となったところで、受験に資格要件・実務要件がなく、資格取得後は独立できる国家資格ということで行政書士を選びました。

ー増山会員はファイナンシャルプランナーの資格もお持ちですが、どんな仕事をする資格ですか。

これがファイナンシャルプランナーの仕事だというものは特にないのですが、自分としてはファイナンシャル（お金）というよりはライフ（人生）プランナーとして、行政書士の仕事に到達するまでの依頼者の人生設計に絡める仕事をしたいです。

ー行政書士の仕事をもらう前段階としての仕事ということですか。

行政書士は問題が起きた結果としての仕事が多いと思いますが、その問題が起きてからでは遅いこともあるので、その前に手を打つのが良いと思います。

「将来」来るべき事態に対し依頼者がどうしてほしいのかを「今」考えるといったときに、どういった手を打つべきか、その選択肢を提示して、依頼者が必要とする行政書士の手続きへ依頼者を導くことができる、依頼者を行政書士の仕事へとつなぐことができるのがライフプランナーです。ライフプランニングをすることによって任意後見なり遺言というような事前策を取ることを勧められるのだと思います。特に団塊の世代の方々が今後どういう人生設計を立てていくかのお手伝いをして、その人生設計の中で必要となる行政書士業務を提案する、そういう切り口から行政書士としての仕事に繋がれば良いと思います。

自分の人生設計を考えると、行政書士の仕事は何十年もできないので、長期的な仕事はできない、では今何をするかと考えたときに、私がすべきことは依頼者を行政書士業務へアプローチさせるコンサルタントだと思いました。

ー事務所名に使われている「ＢＭＣ」とは何ですか。

ブレーン（頭脳）、メンタル（精神）、カタライザー（触媒、まとめ役・世話役）です。依頼者を支える頭脳、依頼者にとっての精神的拠り所、依頼者と人をつなぐ触媒でありたいと思っています。

増山会員は熱心に研修に参加されていますし、栃木支部や会の集まりも積極的に来られています。私と増山会員は最近よく酒の席で同席するのですが、結構付き合いが良く、最後まで一緒に飲んでいることが多いです。

仕事について語り合うのは今回が初めてなので、長いこと話し込んでしまい、気が付けば３時間もお邪魔してしまいました。

文句ひとつ言わず取材に応じてくださった増山会員は、まさに「ＢＭＣ」でした。

（栃木支局長　綾部一成）

支局かわら版

ジャパンカップ

宇都宮支部

宇都宮が「自転車のまち」であることをご存知ですか？　市内にはレンタサイクル店も充実し、気軽にサイクリングが楽しめます。宇都宮には地域密着型のプロサイクルロードレースチーム「宇都宮ブリッツェン」もあるんですよ。

この秋、自転車……とくれば、１０月にジャパンカップサイクルロードレースが今年も開催されます。今年で２３回目を迎えます。

馴染みのない方もいらっしゃるかもしれませんが、ワンデイロードレースとしてはアジア最高位の大会で、世界最高峰のツール・ド・フランスに出場するような、世界を代表するトップ選手達も数多く参戦してきました。

また、中心市街地で開催されるクリテリウムは、今年で５回目となります。クリテリウムとは、短い距離の周回コースを走るレースのことです。ハイスピードで疾走するトッププロ選手達が火花を散らす姿を目の前で観ることが出来ます。

さらに、今年はクリテリウム５周年として、宇都宮城址公園で初めてシクロクロスレースを開催します。

ロードレースとクリテリウムがオンロード（舗装道）の大会とすると、シクロクロスは障害等のあるオフロード（未舗装道）の大会ということができます。是非、ご期待ください。

毎年行う上で、気を付けていることをイベント担当者に聞いてみました。

「安全管理に気を遣います。特にクリテリウムは、フェンス１枚を隔てた目の前を選手達が疾走するので、カメラ撮影のために乗り出した観客と接触事故などが起きない様に気を配っています。また、自転車は非常にデリケートな乗り物なので、例えばボールペン１本がコースに落ちただけでも大事故になりかねません。観戦していただく際には、くれぐれもコースに乗り出さないよう、またコースに物を落としたり、決して入ったりしないようお願いします」

観戦時にはマナーを守って、事故のないよう見る側も気を付けましょうね。

そのほかにも、今年はジャパンカップウィークとして、オリオンスクエアを中心に１０月１１日より餃子やカクテル、ジャズなどを中心にさまざまなイベントを行い、ジャパンカップレース当日まで盛り上げています。この機会にぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

※詳しくは大会公式ホームページをご覧下さい。

http://www.japancup.gr.jp/

１０月１１日（土）～１２日（日）
シクロクロスレース　宇都宮城址公園
１０月１８日（土）１５時３０分～１６時３０分
クリテリウム　宇都宮市大通り
１０月１９日（日）１０時～１４時１０分
ジャパンカップ　宇都宮市森林公園

＜ご注意＞

コース周辺には無料駐車場がございますが、数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。当日は交通規制が行われます。車でご来場の際は現地係員の指示に従ってください。

（支局長　竹島尚子）

支局情報

【宇都宮】

平成２６年度税務研修会実施

８月１９日（火）とちぎ福祉プラザに於いて、平成２６年度第１回税務研修会が開催されました。

当研修会は宇都宮資産税税務研究会（宇都宮支部と宅建協会県央支部で構成された研究会）が主催し、講師を宇都宮税務署にお願いして実施しているものです。今回は、宇都宮税務署の野口審理専門官に資産税の税制改正について特に施行を来年に控えた相続税・贈与税の改正点について詳しくご説明いただきました。

なかなか馴染めない税制ですが、今回の研修会には約９０人の参加者があり、税制に関する関心の高さが感じられました。

野口氏の説明は、行政書士の相続業務にも関連する相続税制の改正について大変わかりやすいものでした。具体的には、たびたび相続業務で問題になる相続財産の範囲ですが、民法上と税務上はその範囲が異なることは有名ですね。税務上は民法よりも範囲が広いのですが、税務上の判断のポイントは財産性があるかどうかだそうです。「財産性のあるものは、全て相続財産に入る」とのことでした。このキーフレーズは、大変腑に落ち、これからの判断に役立てたいと思いました。そして相続財産の範囲が固まれば、今回の改正の注目ポイントである基礎控除額の引き下げです。５０００万円から３０００万円に引き下げられました。この基礎控除額に６００万円×法定相続人の数を加えたものが控除額になり、最近私が担当した相続案件でも軽く３６００万円は超えてしまいそうなので、これからは行政書士でも相続税の説明を求められる機会が増えそうな予感がしました。

このように大変役に立つ当研修会の実施にご尽力いただきました宅建協会県央支部の皆様心より感謝いたします。

（宇都宮支部理事 久我臣仁）

【那　須】

無料相談会の実施

８月２３日(土)午前１０時から午後３時まで、大田原市にある大田原西地区公民館において、無料相談会が実施された。参加会員は９名であった。

那須支部では今年から無料相談会について、様々な新しい試みを行っている。相談者のプライバシーに配慮しパーテーションを設置する、新しい広告媒体を利用してみる、希望する相談者には「予約」をしてもらう等である。

この日は会員同士で相談会の回数・時期・時間帯等について話し合った。日程は他団体の無料相談会と重ならない方が良いのではないか、あるいは相談会を夜間の時間帯に行ってはどうかといった意見がだされた。

会員皆で試行錯誤しながら、この相談会をより良いものにして、相談者の利便にかなったものにしたいものである。

（支局長　オブライエン奈美）

【栃木・小山】

栃木・小山支部合同研修会開催！

８月２９日（金）、國學院大學栃木学園教育センターにて、栃木支部・小山両支部の合同研修会が３０名以上の会員参加のもと、盛大に開催されました。

第一部では、税理士兼業の福島一男会員が講師を務められ、来年１月より施行になる相続税改正をテーマに、小規模宅地等の特例により評価額の減額を受けられるケースを、事例を挙げて丁寧に解説していただきました。

続く第二部では情報交換懇談会として、日常業務を行う中で日頃より疑問に思っている点や様々な受託事件の対処方法、皆に伝えたい業務情報などを、テーマを設けずフリートークという形で会員同士情報交換を行いました。

第一部・第二部どちらも、普段日常業務の中では聞けない貴重な知識や情報が得られ、とても有意義な研修となりました。

（小山支局長　細野大樹）

研修会の後の夜は、両支部会員のための懇親会が栃木サンプラザにおいて開催されました。

栃木・小山両支部より多数の会員が出席され、普段ご一緒する機会のない会員の方々と、仕事について真面目に語り合い、時々不真面目な話で盛り上がり、昼の部では出てこなかった裏情報を聞けたりと、とても濃い時間を過ごせました。両支部の友好をさらに深めた一日でした。

（栃木支局長　綾部一成）

【塩　那】

塩那支部研修会実施

塩那支部は、８月２３日（土）午後、那珂川町すこやか共生館会議室を会場に「知っておこう・職務上請求書と報酬額算定の基礎」というテーマで支部研修会を行ないました。

講師は、県書士会の田渕徹副会長。

参加者は講師を含め２０名。

前半は「職務上請求書の書き方と留意点」を関連法規、県書士会発行の「リスクマネジメントガイドブック」も紹介しながら細部にわたる記入の仕方の講義がありました。

職務上請求書の使用は行政書士の業務上で住民票の写し等の取得に欠くことのできない重要な手段となっています。不正使用が事件になるになることもあるが、正しく使用することで職務上請求書はおおいに利用すべきと、田渕講師は話しました。

後半は「報酬額算定の基礎」についての講義。

昔は大ざっぱでも標準報酬額が決められていましたが、今はそれらもないのでいくら請求すればいいか大いに悩むところです。

時間単価積算方式や作成枚数などで報酬を決めることもできますが、機械的に計算すると依頼者がびっくりするような金額になることもあり、書士会から配布された報酬額統計調査報告書なども参考に行政書士と依頼者双方がともに納得するような報酬額にすることが望ましい、ということでした。

行政書士ならだれもが悩む一番身近で関心のあるテーマのせいもあり参加者はいつもより多く、２時間にわたる講師の話に熱心に耳を傾けていました。

（副支部長　長谷川久夫）

１５年前の私から

私が行政書士になって１５年（祝１５年！）。そこでこの機会を私的に利用させて頂いて、初心を忘れないために、「あの頃」について記しておきます。まぁ個人的な忘備録ですので悪しからず。

その年の１月末に何の目的もなく無職になった私は、毎日ブラブラしていました。神田神保町（大好きな古書店街）にある資格の学校前のラックから社労士試験のパンフレットを何気なく持ち帰ったのが３月頃でした。７月にある社労士試験向けの最終講座が開講直前でした。社労士に興味を持った私はまず、講座説明会に出席してみました。そこで感じた自習室のピリピリと張り詰めた雰囲気に身を委ねてみたいと思いました。午前１０時に水道橋に到着するのが不可能でないことも確認できましたので通学と受験を決断しました。社会人が１日３時間で１年間勉強して合格圏内ならば、１日１０時間で４ヵ月間勉強すれば合格圏内に滑り込める計算。私の人生でこの４ヵ月間くらい勉強した期間はありません。受験会場でも、私ほど勉強している人間はいないという自信だけはありました。

特記しておきたいことがあります。受験日当日一緒に上京した知人（図書館で社労士受験を通じて知り合いました）とは、都内の駅で別れたのが最後になってしまいました(受験会場は別でした)。図書館で再会できると安易に考えていましたが、彼とは２度と会えませんでした。そして、数ヵ月のある日「彼の名」をなんと「お悔やみ欄」で発見したのでした。受験日当日も体調が悪かったこと、その後しばらく自宅で静養していたが結局入院したこと――などをお母さんからお聞きしました。「写真の彼」はまさしく社労士になる夢を語り合った「彼」でした。

１１月上旬の合格発表までの期間にピタリとはまり込んだのが、１０月下旬にある行政書士試験でした。勉強ついでに独学で挑むことにしました。まぁ労働からの逃避でもありましたが。その過程で憲法とか民法とか１度キチンと勉強してみたいなぁと思いました（どこかに奇特なスポンサーさんはいませんかね)。社労士試験と行政書士試験を計７ヵ月の勉強で各１度の挑戦で制しました。これはまさしく自慢話です。でも私は持っている「運」をこの７ヵ月ですっきり使い果たしたので、それから１５年間何もいいことなんてありません。ですからこの駄文をお許し頂ければ、幸いというものです。

（足利支部　杵渕〝キラワレーノ〟徹）

～総務部からご連絡～

測量機器の貸し出しを始めます

会員の皆様の業務に活用していただくことを目的として、本会の備品である測量機器（トータルステーション）の貸し出しを１０月１日から開始致します。どうぞご活用ください。

開始日：１０月１日から（３日前より予約申込み開始）
期　間：７日以内／１回
使用料：１５，０００円／１回
その他：貸し出しのルールに沿ってご利用ください。
申込時に「備品等借用申請書」の提出が必要になります。
会館に機器を受け取りに来る際に取扱いビデオ（約３０分）の視聴が必要です。
会の研修等で機器を使用する場合等、貸し出しができない期間があります。

※ご不明な点は事務局にお問い合わせください。

栃木県行政書士会カレンダー（１０月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	水	総務部会	13:30~	総務部
2	木	風俗営業許可申請研修会	13:30~15:00	業務第1グループ
7	火	会計精査	13:30~	財務経理部
		日行連自動車登録 OSS センター構想に係る DVD 研修会	13:30~16:40	業務第1グループ
8	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		登録説明会	10:00~	総務部
		「遺言・相続・遺産分割」業務研修会（第４回）	13:30~16:30	業務第5グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
9	木	建設業研修会　＆　納税証明書の「署名省略オンライン請求」利用説明会	13:30~15:30	業務第2・3グループ
		県監理課との業務連絡会	15:00~	業務第2グループ
		一日合同行政相談所（足利）	10:30~	制度推進部
10	金	編集会議	13:00~	広報部
		定例行政相談所	13:00~	制度推進部
		県庁訪問	10:00~	業務第3グループ
14	火	「相談業務の受け方」研修会　第４回（全５回）	13:00~17:00	業務第5グループ
15	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~15:00	業務第4グループ
		グループ会議	15:00~	業務第4グループ
		元気度 世界一 栃木県！ 知的資産経営研修会	13:00~16:30	業務第3グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
16	木	会計監査	10:00~	財務経理部
17	金	測量研修会（座学研修）	9:30~15:30	業務第2グループ
20	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
21	火	登録説明会	10:00~	総務部
		風営・飲食店研修会	13:30~15:00	業務第1グループ
22	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
23	木	測量研修会（実地研修）	9:30~16:00	業務第2グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
24	金	一日合同行政相談所（宇都宮）	10:30~	制度推進部
25	土	福利厚生日帰り旅行（福島県いわき市）		
26	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	火	試験説明会	14:00~16:30	
30	木	試験説明会	14:00~16:30	

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
462	H26.8.5	平成26年度8月分会費納入について（お願い）	
466	H26.8.5	日本行政書士会連合会改正行政書士法対応委員会の設置等及び本会における新理事の各部・委員会の配属について	
467	H26.8.5	(一財)行政書士試験研究センター行政書士試験制度等調査委員会の調査へのご協力について（お願い）	
487	H26.8.8	東日本大震災の発生に伴う会費納入に関する特別措置の終了について	
522	H26.8.19	平成26年度版「行政書士関係法規集」の有償頒布及び「行政書士関係法規集（抄）・行政書士必携」の単体販売に係る希望冊数調査について（お願い）	
527	H26.8.19	職務上請求書の第三者請求に係る本人通知制度に対する考え方について	
531	H26.8.21	理事会議事録の送付について（7/16-17開催）	
	H26.8.21	著作権相談員カードの送付	
543	H26.8.27	犯罪被害財産支給手続の周知について	

犯罪被害財産支給手続の周知について
～日行連より～

日行連より標記の件について周知依頼がありました。

振込詐欺の犯人から没収・追徴した犯罪被害者財産支給手続を円滑に実施するため、周知を求められています。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」にてご確認下さい。

中小企業基盤整備機構主催「事業承継セミナー」について
～日行連より～

日行連より標記の件について周知依頼がありました。

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中機構」という）より、改正経営承継円滑化法の平成２７年１月からの本格実施を控え、全国各地で１００回開催される「事業承継セミナー」の周知依頼がありました。

中機構ＨＰ上の「事業承継セミナー」会場一覧・申込ページのＵＲＬを次のとおりお知らせいたします。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

なお、本情報は日行連ＨＰのトピックスへも掲載しております。

＜中小企業基盤整備機構ＨＰ「事業承継セミナー」＞

ＵＲＬ：http://jigyoshokei2014.smrj.go.jp/

研修資料の掲載について
～業務第２グループより～

以下の研修会の資料を当会ＨＰ会員専用の「各種データ」－「研修資料等」のページに掲載しました。

○農地転用入門研修会（H26.8.26 開催）　※掲載期間は３か月を予定しています。

創業支援セミナーの開催について
～業務第３グループより～

日本政策金融公庫 宇都宮/佐野支店（国民生活事業）・ＴＫＣ全国会栃木支部・栃木県社会保険労務士会・栃木県中小企業診断士会・栃木県行政書士会共催の創業支援セミナーが今年も開催されます。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

栃木県内市町別平成２７・２８年度入札参加資格審査申請について
～広報部より～

本誌１１月号にて日程表を掲載する予定ですが、既に受付が開始されている手続があります（宇都宮市（物品）：９／６～９／２７）。

各自期限には十分ご注意ください。

２０１５年度版　行政書士手帳の頒布について　～事務局よりお知らせ～

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にＦＡＸして下さい。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）
　分冊形式　・ダイアリー編（月間、週間計画表）
　　　　　　・法規編（行政書士法、行政書士必携、その他関係法令等）
　　　　　　・アドレス編

２．価　　格　９００円（税込み）

３．申込〆切　**平成２６年９月２９日（月）**　**※〆切厳守**

４．受取方法　①事務局に来局
　　　　　　　②郵送（送料別途 70 円かかります）

行政書士手帳　申込書（事務局ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

支部		氏名		受取方法 いずれかにレ印	□事務局に来局 □郵送（送料別途要）

【総務部より】

継続して掲載している「職務上請求書」の参考となる記載例について、今月は使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に係る解体業更新許可申請の際に、その会社の役員の住民票を取得する例を紹介します。
◎この業務の根拠＝行政書士法第１条の２に該当する
◎住民票を取得できる根拠＝住民基本台帳法第１２条の３第１項～３項に基づく

戸　籍　謄　本（戸籍法第 10 条の 2 第 3 項）
住民票の写し（住民基本台帳法第 12 条の 3 第 2 項）
等職務上請求書

○○○市　　　　長　殿

平成 26 年　△月　△ 日

請　求　の　種　別	□戸籍　□除籍　□原戸籍　謄　本・抄　本 ☑住民票　□除票　□戸籍の附票　**世帯の一部** の写し □住民票記載事項証明書	1　通
本籍・(住所)　(1)	栃木県○○○市○○町○丁目○番	
筆頭者の氏名 (世帯主の氏名)　(2)	鈴　木　一　郎	
請求に係る者の氏名・範囲　(3)	ﾌﾘｶﾞﾅ　スズ　キ　イチ　ロウ 氏　名　**鈴　木　一　郎** **昭和**○○年　○　月　○○ 日生	範囲
住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項　(4)	□世帯主　□世帯主の氏名及び世帯主との続柄　☑本籍又は国籍・地域 □その他（　　　　　）	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
戸籍法第 10 条の 2 第 1 項等、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 1 項等による業務を遂行するために必要な場合　(5)	業務の種類：**使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る解体業更新許可申請** 依頼者の氏名又は名称：**○○○株式会社** 依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行　☑国等に提出　□ 上記に該当する具体的事由： **①栃木県に提出。** **②依頼を受けた業務で役員全員の本籍地記載住民票の写しが添付要となっているため。**	
提出先又は提出先がない場合の処理　(6)	**栃木県**	
請求者　(7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	**栃木県**　行政書士会所属 **栃木県□□□市□□町１－２－３** **行政書士いろは事務所** **行政いろは** 行政書士行政いろは之印　職印	
登録番号	登録番号	電話番号

①～②の説明（用紙裏面に記載有）
①〔戸籍謄本等を提出すべき国または地方公共団体の機関〕
②〔当該機関への提出を必要とする理由〕

研修詳細

風俗営業許可申請研修会

業務部　第１グループ主催

○開催日時

平成２６年１０月２日（木）１３：３０～１５：００

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

会でとりまとめた風俗営業許可申請に関する質問事項を中心に行ないます。

○講　　師

栃木県警察本部　生活安全部　生活安全企画課　担当者

○対 象 者

行政書士

○受 講 料

無　　料

○締め切り

９月２９日（月）

研修詳細

風営・飲食店研修会

業務部　第１グループ主催

○開催日時

平成２６年１０月２１日（火）１３：３０～１５：００

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

風俗営業許可申請（飲食店）の実務に関する研修です。

○講　　師

行政書士　土方美代

○対 象 者

行政書士

○受 講 料

５００円

○締め切り

１０月１６日（木）

研修詳細

１０月の「遺言・相続・遺産分割」業務研修会

業務部　第５グループ主催

全４回で実施しております「遺言・相続・遺産分割」業務研修会の１０月の開催は、予定通り以下の日程で実施します。受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○１０月の日程、内容、時間

実施日	該当回（全１２時限）	科目（内容）	時間
第４回 ８日 （水）	１０時限目	相続に関するその他の知識	13:30～14:30
	１１時限目	相続にかかわる名義変更手続	14:30～15:30
	１２時限目	効果測定	15:30～16:30

※場所は行政書士会館２階会議室。　※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

研修詳細

「相談業務の受け方」研修会　第4回（全5回）

業務部　第５グループ主催

前年度も開催した「相談業務の受け方」研修会です。前年度と異なる内容ですので、昨年受講された方もお申込みください。

○開催日時
平成２６年１０月１４日（火）１３：００～１７：００
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
行政書士業務の中でも「権利義務に関する書類」と「事実証明に関する書類」を作成するためには、依頼人の真意を汲み取るスキルが必要とされます。遺言・相続・離婚・各種契約書等、正確なヒアリングを行うためのトレーニングです。
○講　　師
行政書士　土方美代
○受 講 料
５００円
○対 象 者
行政書士（会員）　※補助者の方は受講できません
○注意事項
過去の研修「メディエーション」や「アサーティブコミュニケーション」を受講された方にとっては、研修内容が重複するワークがありますのでご了承ください。
○そ の 他
各回独立した内容ですので１研修だけでも受講可能です（全て受講希望の方も毎回申込みをお願い致します)。
○締め切り　１０月９日（木）

太陽光発電設備設置のための農地転用研修会
研修会場変更のお知らせ

平成２６年９月２６日（金）１３：３０～１５：００に開催する上記研修会について研修会場を下記のとおり変更いたしますので、お知らせします。
（研修案内は行政書士とちぎ８月号に掲載）

【変更前】栃木県行政書士会館２階

【変更後】護国会館　鶴の間
（宇都宮市陽西町１－３７）
◆駐車場あり
◆ＪＲ利用の場合
宇都宮駅前発路線バス
（乗車場６・７）作新学院前下車

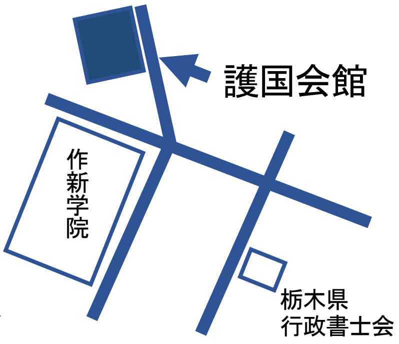

日行連自動車登録OSSセンター構想に係るDVD研修会　　業務部　第１グループ主催

○開催日時

平成２６年１０月７日（火）１３：３０～１６：４０

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

昨年度も実施した「日行連自動車登録 OSS センター支所」看板設置希望会員を推薦するにあたり、必須条件となる DVD 研修です。

看板設置を希望しない場合でも受講可能です。

時間割		テーマ／研修内容
１時限目	１３：３０ ～ １５：００	行政書士と自動車業界 1．行政書士法の歴史と仕組み 2．自動車業界の仕組みと業務 3．日本行政書士会連合会その戦略と戦力
２時限目	１５：１０ ～ １５：３５	行政書士の出張封印 1．自動車の封印制度 2．甲種からの再委託 3．封印を巡る諸問題
３時限目	１５：３５ ～ １６：１０	日行連 OSS システムの概要 1．OSS の環境設定 2．日行連 OSS システム 3．申請（操作）方法
４時限目	１６：１０ ～ １６：４０	日行連 OSS センターの役割 1．OSS 工程表について 2．OSS センターの意義 3．OSS センターの全国展開について

○テキスト代金　５００円

○締め切り　　　１０月３日（金）

※日行連自動車登録 OSS センター支所　看板設置希望会員の推薦条件

一　自動車登録業務及び車庫証明業務に精通していること。
二　日行連 DVD による研修を受講していること。
三　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背していないこと。
四　会費等の滞納がないこと。
五　依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
六　OSS の稼働地域となった場合には、速やかに対応できる措置を講じること。

研修
詳細

建設業研修会 ＆ 納税証明書の「署名省略オンライン請求」利用説明会

業務部　第２グループ・第３グループ共催

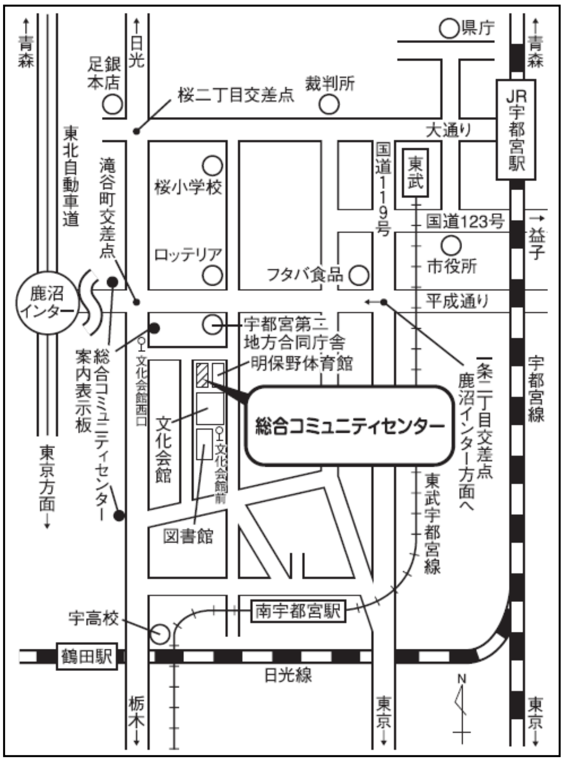

○開催日時

平成２６年１０月９日（木）

１３：３０～１５：３０

○開催場所

宇都宮市総合コミュニティセンター

１Ｆ　大集会室　（宇都宮市文化会館隣り）

宇都宮市明保野町 7-1

◆車利用の場合

会館周辺に約８００台分の駐車場あり

◆東武線利用の場合

東武南宇都宮駅より徒歩７分

◆ＪＲ線利用の場合

ＪＲ宇都宮駅西口よりバスで約２０分

文化会館前下車

［12 番乗り場］№36 六道 経由 鶴田駅 行き

六道 経由 西川田東 行き

［13 番乗り場］№34 陽西通り 経由 鶴田駅 行き

№37 桜通り 経由 鶴田駅 行き

桜通り 経由 西川田 行き

○研修内容

・平成２７・２８年度定期受付一般競争（指名競争）参加資格審査申請について　他

・納税証明書の署名省略オンライン請求について

○講　　師

・栃木県 県土整備部 監理課 建設業担当

・宇都宮税務署

○受 講 料

無　　料

○対 象 者

行政書士（会員）、補助者　※ただし、会員を含め１事務所１名とさせていただきます。

補助者が参加する場合は、申込書の補助者名欄に氏名をご記入下さい。

○締め切り

１０月３日（金）

○そ の 他

各自、栃木県県土整備部発行の下記の手引きを持参下さい。

「建設業許可申請の手引き（平成２６年度版）」

「経営規模等評価申請及び総合表評定値請求の手引き（平成２６年度版）」

※手引きは、県土整備部のホームページからダウンロードできます。

（ダウンロードしたファイルを保存したＰＣ、タブレット端末等を持ち込んでも結構です。）

※この手引きは行政書士会事務局にもありますので、お持ち下さい。

研修会当日、受付での受け取りを希望される方は、申し込み書のテキスト欄に○をつけてください。

ただし、数に限りがありますので、１事務所１冊ずつとさせていただきます。

品切れの際はＦＡＸにてご連絡いたしますので、前述の方法により各自ご用意下さい。

研修詳細

元気度 世界一 栃木県！ 知的資産経営研修会　　業務部　第３グループ主催

○開催日時

平成２６年１０月１５日（水）１３：００～１６：３０

○開催場所

パルティ とちぎ男女共同参画センター　研修室２０１

○研修内容　知的資産経営報告書作成を行政書士業務として確立させるとともに、栃木県での知的資産経営報告書の制度化を目指して、次の説明会と研修会を行います。

栃木県の知的資産経営・活用事例説明会

本物の出会い 栃木

○本物の出会い栃木パスポート・特設説明会

周遊パスポート事業に関する説明会を開催します。

○講師　栃木県産業労働観光部観光交流課　担当者

知的資産経営報告書作成研修会・実践編

○前年度の知的資産経営報告書作成研修・入門編に引き続き、その実践編となる研修会を開催します。

・前回の知的資産経営報告書作成の研修会に参加されていなくても参加可能です。

○講師　東京理科大学大学院　平塚三好教授【栃木県出身】

東北の被災地復興のために知的資産経営報告書作成を手がけるなど数多くの実績を持ち、知的資産経営 WEEK2013 シンポジウムでは基調講演を行う等、知的資産経営における第一人者です。

○受 講 料　　無料

○締め切り　　１０月８日（水）

○特　　典　　本研修会の修了者全員に栃木パスポート・ガイドブックと中小機構・知的資産経営に関する資料の無料配布を予定しています。

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会　　業務部　第４グループ主催

○開催日時

平成２６年１０月１５日（水）１３：３０～１５：００

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。

基礎と実例を一度に学ぶことができます。

○受 講 料

無料

○受講対象

行政書士（会員）

申込は不要です。お気軽にご参加ください。

研修詳細

測量研修会　～座学＆実地研修～

業務部　第２グループ主催

○開催日時

①座学　平成２６年１０月１７日（金）

９：３０～１２：００<初歩の測量学>

１３：００～１５：３０<課題で理解を深める>

②実地　平成２６年１０月２３日（木）

９：３０～１２：００<午前の部>

１３：３０～１６：００<午後の部>

※午前、午後のいずれか一方　[雨天順延]

○開催場所

①座学　栃木県行政書士会館２階

②実地　宇都宮市八幡山公園（宇都宮市塙田５丁目２－７０）

※集合場所等の詳細は、１０／１７の研修会でご案内します。

○研修内容

①座学　測量の基礎を学びます。測量を全く行った事がない方向けの内容です。

②実地　小グループに分かれて、測量機器を使った実地研修を行います。

○対 象 者

測量初心者（行政書士専業者）で、座学研修、実地研修とも出席できる方

○定　　員

①座学　３０名

②実地　３０名（午前の部：１５名　午後の部：１５名）

※午前の部、午後の部の希望を申し込み欄にご記入下さい。募集の結果、希望に偏りがあった場合は、１０／１７の座学研修時に調整させていただきますので、ご了承下さい。

※申し込み者が定員に達しましたら、栃木会　会員専用ＨＰのトピックスに掲載するほか、申し込み者各位宛に受講可否について、ＦＡＸで通知します。

○講　　師

行政書士　福田勝守

○受 講 料

①座学　５００円　②実地５００円　※合計額１０００円を１０／１７の研修会初日に徴収。

○各自用意するもの

関数電卓（三角関数の計算ができるもの）

メーカーによって操作方法が異なりますので、電卓の取扱説明書もお持ち下さい。

※座学、実地どちらでも使います。

○締め切り

１０月１０日（金）

※注　締め切り日より前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなります。
予定より早く締め切った場合は、その時点で会員トピックスに掲載いたします。

○そ の 他

実地研修での測量結果を用いたＣＡＤの研修会を、平成２７年２月３日に実施予定です。

詳細は、追って行政書士とちぎに掲載します。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食 ¥500 程度
10／2	風俗営業許可申請研修会	—	9/29		—	—
10／21	風営・飲食店研修会	500 円	10/16		—	—
10／7	日行連自動車登録 OSS センター構想に係る DVD 研修会	テキスト代 500 円	10/3			—
10／9	建設業研修会 ＆ 納税証明書の 「署名省略オンライン請求」利用説明会	—	10/3			—
10／14	「相談業務の受け方」研修会 第4回(全5回)	500 円	10/9		—	—
10／15	元気度 世界一 栃木県! 知的資産経営研修会	—	10/8		—	—
10／17	測量研修会 ～座学＆実地研修～	500 円	10/10		—	
10／23		500 円		午前 午後	—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

10/9 の建設業研修会に補助者が出席する場合のみご記入下さい ➡	補助者氏名	

※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

「福田富一知事を囲む会」開催のご案内

このたび、栃木県行政書士会主催で「福田富一知事を囲む会」を開催することになりました。名誉会長でもある福田富一栃木県知事と会員の交流を図り、懇親を深めたいと思います。

会員の皆様におかれましてはお忙しいことと思いますが、ぜひとも多くの方のご参加をお待ちしております。

参加ご希望の方は、申込み欄を行政書士会までＦＡＸ送信をお願いします。

日　　時：平成２６年１１月７日（金）１８時～２０時
場　　所：ダイニング十五家（栃木県庁展望レストラン。県庁舎１５階）
会　　費：４，０００円（飲み放題付き。当日受付でお預りします）
申込締切：１０月３１日（金）
（締切前でも定員に達した時点で締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください）

「福田富一知事を囲む会」に参加します。

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（申込みＦＡＸ番号：０２８－６３５－１４１０）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成 26 年 8 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 事務所所在地	電話	備考
	足　利 三上　洋子	H26. 8. 1	326- 0808	三上洋子行政書士事務所 足利市本城 2-1901-8	0284-41-1324	
	塩　那 岡村　浩雅	H26. 8. 15	329- 1316	岡村ひろまさ行政書士事務所 さくら市上阿久津 69	090-3203-1145	
	佐　野 柏倉　正宏	H26. 8. 15	327- 0027	柏倉行政書士事務所 佐野市大和町 2584	0283-22-0246	
	足　利 氏家　健二	H26. 8. 15	326- 0024	氏家健二行政書士事務所 足利市若草町 3-13	0284-44-0535	
	宇都宮 平石　隆男	H26. 8. 15	321- 3233	平石行政書士事務所 宇都宮市上龍谷町 3354-4	028-678-2307	
	足　利 村松　慶子	H26. 8. 15	326- 0822	むらまつ行政書士事務所 足利市田中町 915-1 サンハナビル 3 階 303 号室	0284-71-8860	
	佐　野 小曽戸常治	H26. 8. 15	327- 0843	小曽戸行政書士事務所 佐野市堀米町 603-13	0283-26-7109	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
塩　那	植山　　保	H26. 7. 25	廃業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	齋藤　貴史	事務所名/事務所所在地/電話番号	行政書士さいとう事務所／宇都宮市明保野町 5-8 サンダービル３F／028-666-6488
足　利	森田　　崇	電話番号	0284-22-3281
宇都宮	小林　一郎	電話番号	028-664-3706

広報部より

最近、業務部の研修が大変充実しています。また、今月号を見る限り、支部の研修も力が入っているように思います。積極的に参加して、業務に役立てていただけたらと思います。

研修については、動画配信もできたらいいと思うので、可能であれば、動画を撮っておいてもらえたら、うれしいです。撮りに来いと言われたら、行っちゃうかも。

（広報部　栁　知明）

行政書士とちぎ９月号 No.453

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町 1 番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2014.9
平成26年9月15日発行
第453号　栃木県行政書士会　〒320-0046
宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00 年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会